

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年10月8日付けで提起した処分庁による戸籍の附票の写しの不交付決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 平成29年10月27日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の長男であるA（以下「長男」という。）に係る次に掲げる請求を戸籍に関する証明書交付申請書により行った。
  - 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の規定に基づく戸籍謄本の交付の請求
  - 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求
- 処分庁は、上記の請求に対し、戸籍謄本を審査請求人に交付した。戸籍の附票の写しについては、長男が住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置（以下「支援措置」という。）が実施されていることから、住基法第20条第5項において準用する第12

- 条第6項の規定により不当な目的によることが明らかになることを理由に、同日付けで戸籍の附票の写しの不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を口頭により行った。
- 3 平成30年7月3日及び同月9日、審査請求人は、処分庁に対し、相談票の写しの送付及び長男に係る支援措置を解除するよう要望した。
  - 4 平成30年7月9日、処分庁は、上記の要望に応えることはできないと回答した。
  - 5 審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年10月8日付けで本件処分の取消し及び長男に係る戸籍の附票の写しの交付ほかを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 長男に係る戸籍の附票の写しを発行すること。
- (2) 長男に係る相談票の写しを発行すること。
- (3) 長男に対する支援措置の実施を取り消すこと。

## 理 由

### 1 戸籍の附票の写しの不交付について

審査請求の期間については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項において「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

本件の場合、審査請求人が本件処分を知った日は、審査請求書第2項には「平成30年7月9日」とあるが、これは処分庁の担当職員が審査請求人の質問に対して回答した日に過ぎない。実際は、本件処分の日である「平成29年10月27日」である。本件審査請求が平成30年10月8日に提起されていることから、法に定める審査請求期間を徒過してな

されたものである。

同項ただし書きにおいて、正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができない場合は例外として認めているが、当該ただし書きにいう正当な理由とは、「天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由がある場合」や、「処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合」などであり、本件においては、上記のようにやむをえない理由がある場合とはいえない。

なお、審査請求書第5項で処分庁の担当職員が審査請求人に対して不服申立ての手續の教示を行わなかったとある。しかし、本件処分は、口頭で戸籍の附票の写しの不交付の処分を行ったものであり、そのため教示義務の対象から除外される（法第82条第1項ただし書）のであって、教示をしなかった点に手續上の違法はない。

## 2 相談票の写しの発行拒否及び支援措置の解除の拒否について

審査請求書第1項に「相談票の写しの発行拒否」及び「DV被害者の処分」とある。これらが「処分その他公権力の行使に当たる行為」（法第1条第1項及び第2条）に該当するか否か検討する。

法によると審査請求の対象は、法第1条第1項の規定により行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為とされ、同項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政事件訴訟法第3条第2項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義であり、行政庁が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものと解されている（昭和39年10月29日最高裁第一小法廷判決、昭和43年4月18日最高裁第一小法廷判決）。

「相談票の写しの発行拒否」のうち「相談票」は、支援措置に係る住民基本台帳事務における支援措置申出書であると思料される。処分庁は、平成30年7月9日に審査請求人に対し当該申出書の写しについては送付できない旨を回答している。しかし、これは事実上の行為にすぎず、審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではないから、審査請求の対象となる「処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

「DV被害者の処分」は、処分庁において支援の必要性の確認を行った結果、支援措置の申出人である長男に対する支援が必要であるとして支援措置の実施を決定するものであると思料される。ところが、当該決定は、あくまでも処分庁における内部的な意思決定

に留まるものであり、戸籍の附票の写しの交付の請求に対して、不交付の決定をする際に初めて「処分その他の公権力の行使に当たる行為」となるものである。そのため、事実上の行為にすぎず、請求者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。審査請求の対象となる「処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、法に定める審査請求期間を徒過した後になされたものその他不適法であるものであり、補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月19日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。